

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

（省 令）

○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令
（法務・国土交通二）

○宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令（同三）

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（厚生労働・国土交通・環境二）

○浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令の一部を改正する省令
（国土交通・環境三）

（告 示）

○第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四八九）

○イエメン共和国におけるアデン県及びハドラマウト県における紛争の影響を受けた小規模漁業世帯の生計及び能力再建計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件
（同四九〇）

○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同四九一）

○グレナダ政府に対する贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の書簡の交換に関する件（同四九二）

○ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件（同四九三）

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二四九八～二五〇一）

○令和三年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めた件（同二五〇二）

○令和三年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件（同二五〇三）

○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件（同二五〇四）

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業二六二）

○家賃債務保証業者登録規程の一部を改正する件（国土交通一五四九）
○補償コンサルタント登録規程の一部を改正する件（同一五五〇）
○下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する件（同二五五二）

○海上保安試験研究センター依頼試験規則の一部を改正する件
（同二五五二）

○船舶のトン数に関する証書交付規則等の一部を改正する告示
（同二五五三）

○高速自動車国道に関する件
（同二五五四～二五五九）

○建設コンサルタント登録規程の一部を改正する件（同二五六〇）

○地質調査業者登録規程の一部を改正する件（同二五六一）

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示等の一部を改正する告示（海上保安庁四一）

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二五七）

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消する件（同二五八）

○一級河川の特定期間工事完了したので河川法施行令第十条の八第一項の規定により告示する件
（関東地方整備局三三三三）

○道路に関する件（同三三三四）
○道路に関する件（四国地方整備局一一九）
○道路に関する件（沖縄総合事務局三六～三九）

文 教
日本学士院新会員の選定について
（日本学士院）
国家試験
海事代理士試験合格者（国土交通省）
（公 告）

諸事項
官庁
弁護士資格認定関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

内閣 最高裁判所
（叙位・叙勲）
（官庁報告）
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

○農林水産省令第二号
国土交通省令第二号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二十三条第五項並びに海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二号)第三条の八及び第四条並びに地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第百十二号)第一条の規定に基づき、海岸法施行規則及び地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

農林水産大臣 野上浩太郎
国土交通大臣 赤羽 一嘉

海岸法施行規則及び地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令
(海岸法施行規則の一部改正)

第一条 海岸法施行規則(昭和三十一年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。
農林省
建設省

別記様式第二中「四」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第七中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考四から備考六までを「一」繰り上げる。

別記様式第七の二中「四」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考6までを「一」繰り上げる。

(地すべり等防止法施行規則の一部改正)

第二条 地すべり等防止法施行規則(昭和三十三年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを「一」繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

○農林水産省令第三号
国土交通省令第三号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第六十二条第一項の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

農林水産大臣 野上浩太郎
国土交通大臣 赤羽 一嘉

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年農林水産省令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

○国土交通省令第九十八号

船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

船舶法施行規則の一部改正

第一条 船舶法施行規則(明治三十二年通信省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一号書式中「四」及び備考8を削る。
第五号書式中「四」及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(鉄道抵当法施行規則の一部改正)

第二条 鉄道抵当法施行規則(明治三十八年通信省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

(船用品検査試験規則の一部改正)

第三条 船用品検査試験規則(大正九年通信省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「四」を削る。

(軌道法施行規則の一部改正)

第四条 軌道法施行規則(大正十二年内務省令)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署(新設分割ノ場合ニ於テハ署名)ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

載シ次ノ」に改める。

nature)を削り、同書式記載心得第六表及び第七表の項の中「付記して押印又は署名する」を「付記する」に改め、同項7、8及び10中「記載し、押印又は署名する」を「記載する」に改め、同書式記載心得第八表の項2及び第九表の項2中「確認印を押し、又は署名する」を「記載内容を確認する」に改め、同書式How to enter Table 6 and Table 7の項の及び「and the seal or signature」を削り、同項8及び10中「together with the seal or signature」を削り、「How to enter Table 8の項及びTable 9の項中」[put his/her seal or the signature]を「confirm the contents entered」に改め、

第十六号の二書式中「四」及び記載心得7を削る。
第十七号書式中「四」を削る。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第八條 船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

- 第一号様式中「四」を削り、同様式記載要領3中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。
- 第二号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。
- 第三号様式中「四」を削り、同様式記載要領5中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。
- 第六号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。
- 第七号様式中「四」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。
- 第八号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。
- 第九号様式中「四」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。
- 第十号様式中「四」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第七條 通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第十一号様式中「四」及び備考を削る。

（航路標識法施行規則の一部改正）

第八條 航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

- 第一号様式中「四」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。
- 第三号様式中「四」及び注意2を削り、注意1を注意2とする。
- 第四号様式中「四」及び注意3を削り、注意4を注意3とし、注意5を注意4とし、注意6を注意5とする。
- 第五号様式及び第六号様式中「四」及び（注意）2を削り、（注意）3を（注意）2とする。
- 第七号様式中「四」及び注意2を削り、注意1を注意とする。
- 第八号様式中「四」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

（建設業法施行規則の一部改正）

第九條 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の第二項中「譲渡人及び譲受人が連署した」を「当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した」に、同条第二項中「合併消滅法人等が連署した」を「当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した」に、同条第三項中「分割被承継法人等が連署（分割承継法人（同項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が新設分割により設立される法人である場合であつて、分割被承継法人（同項に規定する「分割被承継法人」をいう。第四項及び第八項において同じ。）が一の法人である場合においては、署名した）」を「当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した」に改め、同項第二号中「分割承継法人」の下に「法第十七条の第二項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。」を、同条第四項中「分割被承継法人」の下に「同条第三項に規定する「分割被承継法人」をいう。第八項において同じ。」を加える。

別記様式第一号中「印」を「印」に改め、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第七号の二中「印」を削る。
別記様式第七号の三中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第八号中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第九号及び別記様式第十号中「印」を削る。
別記様式第十一号の二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十二号中「印」を削り、同様式記載要領3及び4中「併記し、押印する」及び「併記し、押印する」を削る。
別記様式第十三号中「印」を削る。
別記様式第十四号の二中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十五号の三中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第十六号の四中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第十七号の五中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十八号の六中「印」を削る。
別記様式第十九号の七中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第二十号の八中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十一号の九中「印」を削る。
別記様式第二十二号の十中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第二十三号の十一及び別記様式第二十二号の十二中「印」を削る。

別記様式第二十四号の十二中「印」を削る。
別記様式第二十五号の十三中「印」を削り、同様式記載要領1中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第二十五号の十四中「印」を削る。
別記様式第二十五号の十五中「印」を削る。
別記様式第二十五号の十六中「印」を削る。
別記様式第二十五号の十七中「印」を削る。
別記様式第二十五号の十八中「印」を削る。

（海上運送法施行規則の一部改正）
第十條 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「連署の上」を削る。
第十七条第一項中「連署（新設分割の場合にあつては、署名の上）」を削る。
第二十六条第一項及び第二十七条第一項中「連署の上」を削る。

第十二号様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

第十四号様式及び第十六号様式中「㉑」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十七号様式中「㉑」及び備考2を削り、備考3を備考とする。

第十八号様式及び第十九号様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

(測量法施行規則の一部改正)

第十一条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三中「田」及び備考4を削る。

別表第二中「氏名」を「氏名」に改める。

別表第四から別表第六までの様式中「田」を削る。

別表第七中「㉑」及び「㉒」を削る。

別表第八中「田」及び「㉑」を削る。

別表第十一中「㉑」を削る。

別表第十二中「田」を削る。

別表第十四中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

(造船法施行規則の一部改正)

第十二条 造船法施行規則(昭和二十五年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式中「㉑」を削る。

第二号書式及び第四号書式中「田」を削る。

第十号書式中「㉑」を削る。

(建築士法施行規則の一部改正)

第十三条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第一号の二書式中「田」を削る。

第二号の三書式中「田」を削る。

第三号の二書式中「㉑」を削り、「母羅咄(羅馬字)」を「母羅咄(羅馬字)」に改める。

第五号書式第一面中記入注意2を削り、記入注意3を記入注意2とし、記入注意4を記入注意3とし、「田」を削り、「母羅咄(羅馬字)」を「母羅咄(羅馬字)」に改める。

第六号書式添付書類(ロ)中記入注意1を削り、記入注意2を記入注意1とし、記入注意3を記入注意2とし、「田」を削り、同書式添付書類(ロ)中「田」及び「㉑」を削る。

第六号の二書式中「田」を削る。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第十四条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号、第二条の二第一項第一号、第三条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第三条の七第一項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第六条の三第一項第一号イ中「第十一条の四第一項第五号」を「第十一条の三第一項第五号」に改める。

第十条の二第一項中「第十一条の四第一項第七号」を「第十一条の三第一項第七号」に改める。

第十条の四第一項第八号を「第十一条の三第一項第八号」に改める。

第十条の二十三第一項第一号及び第二項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一号の三とし、第十一条の五を第十一号の四とする。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「㉑」を削り、

※准用母羅咄

に改める。

別記第二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第六号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第八号様式(昇降機用)及び別記第八号様式(昇降機以外の建築設備用)中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第九号様式(昇降機用)及び別記第九号様式(昇降機以外の建築設備用)中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十号様式及び別記第十号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十一号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十六号の二様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十八号の三様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十九号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十一号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十三号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十六号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十八号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十九号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十一号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十三号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十六号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

※准用母羅咄

を

に改める。

別記第二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第六号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第八号様式(昇降機用)及び別記第八号様式(昇降機以外の建築設備用)中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第九号様式(昇降機用)及び別記第九号様式(昇降機以外の建築設備用)中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十号様式及び別記第十号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十一号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十六号の二様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十八号の三様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第十九号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十一号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十三号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十六号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十八号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第二十九号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十一号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十二号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十三号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十四号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十五号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十六号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

別記第三十七号様式中「母羅咄」を「母羅咄」に改める。

(内航海運業法施行規則等の一部改正)
 第十六条 次に掲げる省令の規定中「四」を削る。
 一 内航海運業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十二号) 第一号様式、第二号様式及び第八号様式

二 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号) 様式第一号及び様式第二号

三 車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号) 様式第一四 船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則(昭和四十年運輸省令第四十三号) 第一号様式から第四号様式まで

五 船舶設備規程等の一部を改正する省令(昭和五十五年運輸省令第十二号) 別記様式
 六 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等が交付する一般旅客定期航路事業廃止等交付金に関する省令(昭和五十六年建設省令第十六号) 様式第一から様式第三まで

七 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行規則(昭和六十三年建設省令第十七号) 別記様式第二及び別記様式第三

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則(平成三十年国土交通省令第八十三号) 別記様式第五、別記様式第六及び別記様式第十

(自動車整備士技能検定期則の一部改正)
 第十七条 自動車整備士技能検定期則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「甲」を「甲」を「甲」に改め、注を削る。

(優良自動車整備事業者認定規則の一部改正)
 第十八条 優良自動車整備事業者認定規則(昭和二十六年運輸省令七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「四」及び備考を削る。
 (道路運送車両法施行規則の一部改正)
 第十九条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「四」及び備考(5)を削る。
 第七号様式中「四」及び注(2)を削り、注(1)を注とする。

第八号様式中「第三十号」を「第三十号」に改め、「四」及び注を削る。
 第十号様式中注(3)を削る。

軽二輪第一号様式及び軽二輪第二号様式中「四」及び備考を削る。
 軽二輪第三号様式中「四」及び注(3)を削る。

軽二輪第四号様式及び軽二輪第五号様式中「四」及び備考を削る。
 (道路運送法施行規則の一部改正)

第二十条 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。
 第二十一条 第一項及び第二十二條第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十三条 第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(自動車道事業規則の一部改正)
 第二十一条 自動車道事業規則(昭和二十六年運輸省・建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 第一項及び第二十六條第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
 第二十七条 第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(自動車型式指定規則の一部改正)
 第二十二条 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)の一部を次のように改正する。
 第六条 第一項の表第一号を次のように改める。

一 削除			
四 削除			

第六条 第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
 第十条を次のように改める。

第十条 削除
 第一号様式中「甲」を削り、同様式備考(2)中「申請して指定を申請する場合は」を「車台の製作等を行う者」に改め、同様式備考(3)中「申請して申請する」を「車台の製作等を行う者」に改め、同様式備考(4)中「申請して申請する」を「車台の製作等を行う者」に改め、同様式備考(5)を削る。

第一号様式の二中「甲」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。
 第二号様式を次のように改める。

第二号様式 削除
 第三号様式中「甲」及び備考を削る。
 第四号様式中「四」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考(2)とし、同備考の前記次のように加える。

(1) 車台の製作等を行う者とは、車台の製作等を行う者が異なる場合は、当該指定製作者の氏名又は名称を並記すること。
 (船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正)

第二十三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)の一部を次のように改める。
 第七号様式及び第十五号様式の二中「※写真の押印は、指定医師の押印とする。」及び「割印※」を削り、「函達機関の名称及び所在地」を「函達機関の名称、所在地及び連絡先」に改める。

第二十三号様式中「※写真の押印は、医師又は検査員の押印とする。」及び「割印※」を削り、「函達機関又は講習機関の名称、所在地及び連絡先」を「函達機関又は講習機関の名称、所在地及び連絡先」に改め、注を削る。

(土地収用法施行規則の一部改正)
 第二十四条 土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第五中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改める。

別記様式第六の二から別記様式第七の六まで、別記様式第九の二から別記様式第十の三まで及び別記様式第十二から別記様式第十三の二までの様式中「印」を削る。

〔港灣法施行規則の一部改正〕

第二十五条 港灣法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の九第一項中「を記載し、かつ、申請者の代表者が記名押印し、又は署名しなければ」を「及び申請者の代表者の氏名を記載しなければ」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第三号様式中「印」及び備考3を削る。

第三号の二様式中「印」を「()」に改め、同様式備考5(1)中「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改め、同(2)中「が、その氏名」を「の氏名」に「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改め、

第五号の二様式中「及び船長又は責任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名」及び「and signature by master, authorized agent or officer」を削る。

第五号の三様式中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考8の並びを一すし繰り上げる。

第六号の二様式及び第七号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第九号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

〔航空法施行規則の一部改正〕

第二十六条 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「及び」を削り、「第一号若しくは第二号」を「次の各号」に改め、「添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第三号中「当該証書」の下に「の写し」を加え、同条第三項中「第一号」を「次の各号」に改め、「又は第二号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し」を削り、同項第二号中「当該証書」の下に「の写し」を加える。

第六十三条第二項中「及び」を削り、「第一号若しくは第二号」を「次の各号」に改め、「添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第三号中「当該証書」の下に「の写し」を加え、同条第三項中「提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第二号中「当該証書」の下に「の写し」を加える。

第六十六条第一項中「第五号を除く。」及び「」又は第五号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し」を削り、同項第五号中「証する文書」を「証する文書の写し」に改める。

第二百二十二条第一項及び第二百二十三条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二百二十四条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名した）を「記載した」に改める。

第四号様式中「印」を削る。

第七号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第七号の二様式中「印」及び注を削る。

第八号の二様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十一号様式、第十一号の二様式及び第十一号の四様式中「印」及び注を削る。

第十二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二号の二様式、第十二号の四様式、第十三号様式、第十六号様式、第十六号の三様式及び第十六号の五様式、第十九号の四様式、第十九号の六様式及び第十九号の八様式中「印」及び注を削る。

第二十二号様式中「印」を削り、

私は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正
申請者署名

であることを誓います。

年 月 日

申請者署名
私

者は以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「リ」マークを入れること。
は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正であることを誓います。

年 月 日

私は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正
申請者署名

第二十三号様式中「印」及び注を削る。
第二十四号の二様式中「印」及び注を削る。

第二十六号様式中「印」を削り、

私は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正
申請者署名

であることを誓います。

年 月 日

申請者署名
私

者は以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「リ」マークを入れること。
は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正であることを誓います。

年 月 日

私は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正
申請者署名

第二十七号様式（裏）中

氏名	認印	氏名

を

第二十八号様式中「氏名」及び注を削る。

第二十八号の三様式中「印」及び注を削る。

第二十八号の五様式中「印」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

第二十八号の七様式中「印」及び注を削る。

第二十八号の八様式中「印」及び注1を削り、注2を注とする。

第二十九号の二様式中「印」及び注を削る。

(道路法施行規則の一部改正)

第二十七条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
様式第五中「印」及び記載要領4を削り、記載要領5を記載要領6とし、記載要領7を記載要領6とする。
様式第五の二中「印」を削る。
様式第五の四及び様式第七の四中「印」を削る。

第二十八条 小型漁船の総トン数の測定に関する省令の一部改正
(小型漁船の総トン数の測定に関する省令(昭和二十八年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一号書式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(航空機登録規則の一部改正)

第二十九条 航空機登録規則(昭和二十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。
第十五条を次のように改める。

第十五条 別称

(鉄道軌道整備法施行規則の一部改正)

第三十条 鉄道軌道整備法施行規則(昭和二十八年運輸省令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式の四中「印」を削る。

第二十二号様式中「申込者の氏名又は名称」を「申込者の氏名又は名称」及び「国土交通大臣又は名称」に改める。

第二十三号様式中「申込者の氏名又は名称」を「申込者の氏名又は名称」及び「国土交通大臣又は名称」に改める。

第二十四号様式中「申込者の氏名又は名称」を「申込者の氏名又は名称」及び「国土交通大臣又は名称」に改める。

(建設機械技術法施行規則の一部改正)

第三十一条 建設機械技術法施行規則(昭和二十九年建設省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し押印」に改める。

別記様式第二号中「印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し押印」に改める。

別記様式第三号中「印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し押印」に改める。

別記様式第四号中「印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し押印」に改める。

(土地区画整理法施行規則の一部改正)

第三十二条 土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続にお

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。))の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)以下「本人確認書類」という。)に改める。

第二十三条第三項第一号中「印を証する印鑑証明」を「本人確認書類」に改める。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考7までを一律つ繰り上げる。

別記様式第三及び別記様式第四中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第五中「(第十号のイ)運転免許証」を「(第十号のイ)運転免許」に改め、「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第八中「印」を削る。

別記様式第九中「印」及び備考5を削る。

別記様式第十及び別記様式第十一中「印」を削る。

(空海法施行規則の一部改正)

第三十三条 空海法施行規則(昭和三十一年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)

第三十四条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号の二様式中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、備考を削る。

第二号様式中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

第三号様式中「印」及び備考5を削る。

(都市公園法施行規則の一部改正)

第三十五条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第三中「印」を削る。

別記様式第四中「印」及び備考5を削る。

(倉庫業法施行規則の一部改正)

第三十六条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)
 第三十七条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号の二から別記様式第三号の五までの様式中「㉑」を削る。

別記様式第三号の六及び別記様式第三号の九中「㉑」を「㉒」に改める。

別記様式第五号から別記様式第七号の二までの様式中「㉑」を削る。

別記様式第七号の二中「㉑」を「㉒」に改める。

別記様式第七号の四及び別記様式第七号の五中「㉑」を削る。

別記様式第七号の六中「㉑」を削る。

別記様式第十二号及び別記様式第十二号の二中「㉑」を削る。

別記様式第十二号の三中「㉑」及び「㉒」を削る。

別記様式第十二号の四中「㉑」及び「㉒」を「㉑」及び「㉒」に改める。

別記様式第十二号の五中「㉑」を削る。

別記様式第十三号から別記様式第十五号まで及び別記様式第十六号の二から別記様式第十六号の四までの様式中「㉑」を削る。

別記様式第十七号及び別記様式第十八号中「㉑」を削る。

別記様式第十九号中「㉑」及び「㉒」を「㉑」及び「㉒」に改める。

別記様式第二十号中「㉑」を削る。

別記様式第二十一号中「㉑」及び「㉒」を「㉑」及び「㉒」に改める。

別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「㉑」を削る。

別記様式第二十三号の二中「㉑」を削る。

別記様式第二十六号中「㉑」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第三十八条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第一号の二様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式から第五号様式までの様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

第六号様式中「㉑」及び注5を削る。

第七号様式中「㉑」及び注3を削る。

第八号様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二号様式中「㉑」及び注5を削る。

第十五号様式中「㉑」及び注2を削り、注1を注とする。

(内航海運組合法施行規則の一部改正)

第三十九条 内航海運組合法施行規則(昭和三十二年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「添え」の下に「当事者の名称及び」を加え、「当事者が連署して」を削る。

(港湾運送事業法施行規則の一部改正)

第四十条 港湾運送事業法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第十五条第一項中「に当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名して、これを」を削る。

(自動車ターミナル法施行規則の一部改正)

第四十一条 自動車ターミナル法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第七条第一項中「に当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名して、これ」を削る。

(住宅地区改良法施行規則の一部改正)

第四十二条 住宅地区改良法施行規則(昭和三十五年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㉑」及び備考5を削る。

(施工技術検定規則等の一部改正)

第四十三条 次に掲げる省令の規定中「㉑」を削る。

一 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)様式第二号(イ)及び様式第二号(ロ)

二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則(昭和四十年総理府令第四十二号)別記様式第三

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十四年建設省令第四十八号)別記様式第一

四 地価公示法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十五号)別記様式第二

五 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)別記様式第一、別記様式第四から別記様式第七まで及び別記様式第十

六 国土利用計画法施行規則(昭和四十九年総理府令第七十二号)別記様式第一から別記様式第四まで及び別記様式第六

七 船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則(昭和五十年運輸省令第四十六号)別記様式

八 農住組合の行う土地区画整理事業の施行及び生産緑地地区に関する都市計画についての要請に関する省令(昭和五十六年建設省令第十号)別記様式第一及び別記様式第二

九 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成六年運輸省令第五十号)第一号様式及び第二号様式

(公共用地の取得に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第四十四条 公共用地の取得に関する特別措置法施行規則(昭和三十六年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称 一」に改める。

別記様式第三及び別記様式第四中「印」を削る。

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)

第四十五条 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)の一部を次のように改める。

別記様式第一中「㉑」及び注5を削る。

別記様式第二中「㉑」及び注3を削る。

別記様式第三中「㉑」及び注3を削る。

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)

第四十六条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉑」及び注を削る。

(船舶安全法施行規則の一部改正)
第四十七条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「四」及び注を削る。

第五号様式中「四」及び注を削る。

第六号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

第七号様式中「四」及び注3を削る。

第十号様式、第十二号様式、第十四号様式、第十六号の二様式、第十九号の二様式、第二十号様式中、第二十一号の四様式及び第二十一号の五様式中「四」及び注を削る。

第二十三号様式中「四」を削る。

第二十五号様式中「甲」を「甲」に改め、注を削る。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正)
第四十八条 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和三十九年建設省令第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「甲」を「甲」に改める。

別記様式第三中「甲」を削る。

別記様式第五中「不動産鑑定士」を「不動産鑑定士」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別記様式第六中「不動産鑑定士」を「不動産鑑定士」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別記様式第七及び別記様式第九中「甲」を「甲」に改める。

別記様式第九中「甲」を「甲」に改める。

(特殊貨物船舶運送規則の一部改正)
第四十九条 特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二号の二様式までの様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第三号様式、第四号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十四号様式中「四」及び注(注)を削る。

(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正)
第五十条 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則(昭和三十九年運輸省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「四」を削る。

(河川法施行規則の一部改正)
第五十一条 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第五中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考7までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第六中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考6までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第八の甲及び乙の中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第八の丙及び丁の中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第十中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第十一中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第十二中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第十三中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十六中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

別記様式第十六の二中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第十六の四中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考2とする。

別記様式第二十中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考9までを一ずつ繰り上げる。

(道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令の一部改正)
第五十二条 道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令(昭和四十年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「甲」を「甲」に改める。

(海上における人命の安全のための国際条約等に関する省令の一部改正)
第五十三条 海上における人命の安全のための国際条約等に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第九号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中「四」及び注(注)を削る。

第十二号様式中「甲」を「甲」に改め、注(注)を削る。

(小型船舶船業法施行規則の一部改正)
第五十四条 小型船舶船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改める。

第一号様式及び第三号様式中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改める。

第二十四条第二項中「権利処分承認申請書に署名した者の印を証する印鑑証明」を「権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類」に改める。

別記様式第一中「印」を削る。

別記様式第一の二中「印」及び備考3を削る。

別記様式第二中「印」及び備考6を削る。

別記様式第五中「印」を削る。

別記様式第五の二中「印」及び備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

別記様式第五の三中「印」及び備考5を削る。

別記様式第六中「印」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

別記様式第七中「印」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第八中「印」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

別記様式第九及び別記様式第十三中「印」及び備考4を削り、備考5を備考4とする。

別記様式第十三の二中「印」及び備考3を削る。

別記様式第十四中「印」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第十五中「印」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第十六中「印」を削り、同様式の備考中「4 裁定申立者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を白紙で行う場合においては、押印を省略することができる。」を削る。

別記様式第十七中「印」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

別記様式第十八中「印」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記様式第十九中「印」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

別記様式第二十中「印」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

別記様式第二十一中「印」を削る。

別記様式第二十二中「印」を削る。

別記様式第二十三中「印」を削る。

別記様式第二十四中「印」を削る。

別記様式第二十五中「印」を削る。

別記様式第二十六中「印」を削る。

別記様式第二十七中「印」を削る。

別記様式第二十八中「印」を削る。

別記様式第二十九中「印」を削る。

別記様式第三十中「印」を削る。

別記様式第三十一中「印」を削る。

別記様式第三十二中「印」を削る。

別記様式第三十三中「印」を削る。

別記様式第三十四中「印」を削る。

別記様式第三十五中「印」を削る。

別記様式第三十六中「印」を削る。

別記様式第三十七中「印」を削る。

別記様式第三十八中「印」を削る。

別記様式第三十九中「印」を削る。

別記様式第四十中「印」を削る。

別記様式第四十一中「印」を削る。

二 第一項第二号、第六号及び第九号に掲げる事項
三 代理人により登録の抹消又は抹消した登録の回復の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所

四 登録の抹消又は抹消した登録の回復の原因及びその日付

第六十三条 自動車登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「(使用者) 名称 氏名又は名称 印」を「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を次のように改める。

備考 新規登録申請又は移転登録申請を行う場合以外の場合にあつては、所有者は、押印することを要しない。

第二号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第三号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第四号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第五号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第六号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第七号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第八号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第九号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十一号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十二号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十三号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十四号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十五号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十六号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十七号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十八号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第十九号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第二十号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第二十一号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第二十二号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第二十三号様式中 「(使用者) 氏名又は名称 印」及び備考を削る。

第六十二条 自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 登録の抹消又は抹消した登録の回復の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 自動車登録番号

注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載して下さい。
注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載して下さい。
注2 氏名の記載を白紙で行う場合には、押印を省略する

(自動車登録規則の一部改正)

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)
第六十四条 タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

事業者等の証明 氏名又は名称及び住所	印	事業者等の証明 (氏名又は名称及び住所)	

第三号様式中

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。
第六号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第七号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(4)を削る。
第九号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第十号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。
第十号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

(全国新幹線鉄道整備法施行規則の一部改正)
第六十五条 全国新幹線鉄道整備法施行規則(昭和四十五年運輸省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第四号の二様式中「印」及び備考4を削る。
第六号様式及び第十号様式中「印」及び備考3を削る。
第十一号様式中「印」及び備考3を削る。
第十二号様式中「印」及び備考を削る。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)
第六十六条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考4を削る。
第一号の四の二様式中「印」及び備考7を削る。
第一号の四の六様式中「印」及び備考5を削る。
第一号の五の二様式中「印」及び備考7を削る。
第一号の五の三様式及び第一号の六様式中「印」及び備考6を削る。
第一号の九の二様式及び第一号の九の四様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。
第一号の九の六様式中「印」及び備考4を削る。
第一号の九の八様式中「印」及び備考7を削る。
第一号の十三様式、第一号の十五様式、第一号の十七様式及び第一号の十八様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第六号の三様式中「印」及び注2を削る。

第八号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。

(旅行業法施行規則の一部改正)
第六十七条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中
受付印 経由印 収入印紙又は証紙貼付箇所
(消印しないこと。)

「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。
同様式中注2を削り、注1を注とする。
第九号様式中「印」及び注を削る。

第十七号様式中
受付印 収入印紙又は証紙貼付箇所
(消印しないこと。)

「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。
同様式中注2を削り、注1を注とする。

(海上交通安全法施行規則の一部改正)
第六十八条 海上交通安全法施行規則(昭和四十八年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び注3を削る。
船員電離放射線障害防止規則の一部改正)
第六十九条 船員電離放射線障害防止規則(昭和四十八年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改める。
(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)
第七十条 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八号第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。
第二十七条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

第一号様式中「印」及び注を削る。
第九号様式中「印」を削る。
第十号様式中「印」及び注を削る。
第十一号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。

(船舶等型式承認規則の一部改正)
第七十一条 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第五号様式中「印」及び注を削る。
第六号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。

(都市緑地法施行規則の一部改正)
第七十二条 都市緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考5を削る。
別記様式第二及び別記様式第三中「印」及び注2を削り、注1を注とする。
別記様式第四中「印」及び注2を削り、注3を注2とする。

(公有水面埋立法施行規則の一部改正)

第七十三條 公有水面埋立法施行規則(昭和四十九年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

別記様式第三中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第六中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第七及び別記様式第八中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

(生産緑地法施行規則の一部改正)

第七十四條 生産緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「(旅券)」を「(旅券)」に改め、「㊸」及び備考5を削る。

(新都市基盤整備法施行規則の一部改正)

第七十五條 新都市基盤整備法施行規則(昭和五十年建設省令第四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二條第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第二條第五号に規定する旅券をいう。))の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)に改める。

別記様式第二、別記様式第三、別記様式第五、別記様式第七から第九まで及び別記様式第十三中「㊸」を削る。

別記様式第十四中「㊸」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一すつ繰り上げる。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第七十六條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則(昭和五十年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第二中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第四中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第八及び別記様式第九中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十二中「㊸」及び備考3を削る。

別記様式第十三中「㊸」及び備考を削る。

別記様式第十三の二中「㊸」を削る。

別記様式第十四中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十五中「㊸」及び備考を削る。

(船舶油濁等損害賠償保障法施行規則の一部改正)

第七十七條 船舶油濁等損害賠償保障法施行規則(昭和五十一年運輸省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第三号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第四号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第五号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第六号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第七号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第八号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第九号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十一号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十二号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十三号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十四号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十五号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十六号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十七号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十八号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第十九号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十一号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十二号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十三号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十四号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十五号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十六号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十七号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十八号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第二十九号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第三十号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第三十一号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第三十二号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第三十三号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

第三十四号様式中 「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名」に改め、注6を削る。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正)

第八十一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式中「四」及び注3を削る。
第一号の二の様式及び第一号の二の様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第一号の三の様式中「四」を削る。
第一号の三の様式、第一号の三の様式及び第一号の三の様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

- 第一号の三の様式中「四」及び注3を削る。
第一号の四の様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第一号の五の様式中「四」及び注3を削る。
第一号の五の二の様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第一号の五の三の様式及び第一号の五の五の様式中「四」及び注3を削る。
第一号の五の六の様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第一号の五の七の様式中「四」及び注3を削る。

- 第一号の六の様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第二号様式中「四」及び注5を削る。
第三号様式及び第四号様式中「四」及び注4を削る。
第七号様式中「四」及び注5を削る。
第八号様式及び第十号様式中「四」及び注4を削る。
第十三号様式中「四」及び注5を削る。
第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「四」及び注3を削る。
第二十号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第八十二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

- 第八条第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名を記載する」に改める。
第二十八条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。
第一号様式中「四」及び注3を削る。
第七号様式及び第八号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
第十一号様式中「四」を削る。
第十二号様式中「四」及び注3を削る。
第十三号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正)

第八十三条 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式、第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第八十四条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和六十年建設省令第六号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一号及び別記様式第二号中「四」を削る。
別記様式第三号及び別記様式第四号中「五」を削る。
別記様式第七号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「四」を削る。
(浄化槽の型式の認定に関する省令の一部改正)

第八十五条 浄化槽の型式の認定に関する省令(昭和六十年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式中「四」及び備考を削る。
(船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第八十六条 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

- 第十三条第三項中「を記載し、記名押印又は署名した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。
(特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則の一部改正)

第八十七条 特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則(昭和六十一年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式及び第六号様式中「四」及び注を削る。
(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第八十八条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

- 第三十八条第二項及び第三十九条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
第四十条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。
(民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第八十九条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則(昭和六十二年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一中「四」及び備考(2)を削り、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)から備考(10)までを一ずつ繰り上げる。
(集落地域整備法施行規則の一部改正)

第九十条 集落地域整備法施行規則(昭和六十三年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。
別記様式第二中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第九十一条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則(平成元年建設省令第十五号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(貨物利用運送事業法施行規則の一部改正)
第九十二条 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
第二十七条第一項中「記載し、かつ、連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正)
第九十三条 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。
第十八条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(船舶安全法施行規則の一部改正)
第九十四条 船舶安全法施行規則の一部を改正する省令(平成三年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「田」及び注2を削り、注1を注とする。
第九十五条 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令(平成四年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「④」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。
第九十六条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正)

別記様式中「田」及び備考2を削り、備考1を備考1とする。
第九十七条 被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

備考
1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
2 申出人の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記においては、捺印を省略することができる。
3 「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。
4 「換地処分後の共用持分」欄は、従前の宅地の価額の割合を希望する場合にのみ記載すること。

別記様式第三中「④」を削り、
それぞれその法人の
載を自署で行う場合
と異なる割合を定め

その法人の
に改める。
その割合を定める割合を定める

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第九十八条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中
「報告者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名」
を「係員氏名」に改め、柱欄2を削り、柱欄1を柱欄1とする。

第五号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「係員氏名」に改め、柱欄2を削り、柱欄1を柱欄1とする。

第十二号様式第一面及び第十三号様式第一面中
「申請者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名」
又は名称
「係員氏名」及び「係員氏名」に改め、柱欄2を削り、柱欄1を柱欄1とする。

第十号様式第一面中
「申請者(管理者等)の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名」
の氏名又は名称
「係員氏名」及び「係員氏名」に改め、柱欄2を削り、柱欄1を柱欄1とする。

第十一号様式第一面中
「報告者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名」
「係員氏名」及び「係員氏名」に改め、柱欄2を削り、柱欄1を柱欄1とする。

第九十九条 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「④」及び備考3を削り、
(航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令)
第四号様式第一面中「④」及び注2を削り、注1を注とする。

航空法の一節を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成九年運輸省令第二十二号)の一節を次のように改正する。
第一号様式第一面中「④」及び注2を削り、注1を注とする。
第三号様式第一面中「④」及び注2を削り、注1を注とする。
第四号様式第一面中「④」及び注2を削り、注1を注とする。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第百一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項を削る。

第五十四条第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。))の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)(第八十六条第二項において「本人確認書類」といふ。))に改める。

第八十六条第二項中「権利処分承認申請書に署名した者の印を証する印鑑証明」を「権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類」に改める。

別記第一号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「係員印」を「係員氏名」及び「注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。」を「注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。」と改める。「2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

別記第三号様式中「印」を「注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。」及び「注 申請者が法人である場合には、押印を省略することができます。」と改める。「2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

別記第四号様式中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4及び「セ」を「シ」繰り上げる。

別記第五号様式中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記第六号様式及び第七号様式中「印」を削る。

別記第八号様式中「印」及び備考6を削る。

別記第十一号様式中「印」を削る。

別記第十二号様式中「印」及び備考3を削る。

別記第十三号様式中「印」及び備考5を削る。

別記第十四号様式中「印」及び備考6を削る。

別記第十五号様式中「印」及び備考3を削る。

別記第十六号様式中「印」及び備考6を削る。

別記第十七号様式中「印」及び備考3を削る。

別記第十八号様式中「印」及び備考4を削る。

別記第十九号様式中「印」及び備考3を削る。

別記第二十号様式中「印」及び備考3を削る。

別記第二十一号様式中「印」及び備考3を削り、備考1を備考2とする。

別記第二十二号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

別記第二十三号様式中「印」及び備考4を削る、備考1を備考2とする。

別記第二十四号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

別記第二十五号様式中「印」及び備考6を削る。

別記第二十六号様式中「印」及び備考5を削る。

別記第二十七号様式中「印」及び備考6を削る。

別記第二十四号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

別記第二十五号様式中「印」及び備考6を削る。

別記第二十六号様式中「印」及び備考5を削る。

別記第二十七号様式中「印」及び備考6を削る。

(接置型式指定規則の一部改正)

第百二条 接置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第一号様式の二中「印並びに」及び備考(2)を削り、備考(3)を備考2とする。

第五号様式中「印並びに」及び備考を削る。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第百三条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第七号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第八号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第九号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十一号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十二号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十三号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十四号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十五号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十六号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十七号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十八号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第十九号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十一号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十二号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十三号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十四号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十五号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十六号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十七号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十八号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第二十九号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十一号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十二号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十三号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十四号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十五号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十六号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十七号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十八号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第三十九号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第四十号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第四十一号様式中「申請者の氏名又は名称 印」を「申請者の氏名又は名称 」「及び「申請受理者 印」を「申請受理者氏名 」「及び「備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

第百四条 水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「氏名 印」を「氏名 」「に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

(首都圏近郊緑地保全法施行規則の一部改正)

第百五条 首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成十二年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考5を削る。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第百六条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考5を削る。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第百七条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則(平成十二年建設省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六から別記様式第八までの様式中「四」を削る。

別記様式第九中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改める。

別記様式第十及び別記様式第十一中「四」を削る。

第百八条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正

別記様式第一中「四」及び備考5を削る。

別記様式第二中「四」を「四」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第四中「四」を「四」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第六中「四」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第百九条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「母艦」を「母艦」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号中「四」を削る。

第百十条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号、別記様式第十号の三及び別記様式第十一号から別記様式第十五号までの様式中「四」を削る。

別記様式第十六号の二中「母艦」を「母艦」に改める。

別記様式第十七号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「四」を削る。

別記様式第二十三号中「母艦」を「母艦」に改める。

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第三十一号中「四」を削る。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)

第百十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考3を削る。

(船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第百十二条 船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「記載し、記名押印又は署名した」を「記載した」に改める。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第百十三条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請代理人(代理申請の場合) 住所: 氏名又は名称:」を「申請代理人(代理申請の場合) 住所: 氏名又は名称:」に改める。

第二号様式中「住所: 氏名又は名称:」を「住所: 氏名又は名称:」に改める。

同様式注一中「氏名又は名称を記載し押印すること」に代えて、「署名すること」を「押印すること」に改める。

第三号様式から第八号様式までの様式中「四」及び注1を削り、注2を注とする。

第十五号様式から第十八号様式までの様式中「四」を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「四」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十三号様式中「四」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを一ずつ繰り上げる。

第二十四号様式中「四」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十六号様式中「住所: 氏名又は名称:」を「住所: 氏名又は名称:」に改め、注を削る。

(小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第百十四条 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成十四年国土交通省令第五号)の一部を次のように改める。

第一号様式及び第二号様式中「四」を削り、「母艦」を「母艦」に改める。

(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)

第百十五条 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「四」及び注2を削り、注3を注2とする。

第百十六条 都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「母艦」を「母艦」に改め、注2①を削り、注2②を注2①とし、注2③から注2⑥までを一ずつ繰り上げる。

様式第四中「印」を施す。

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することがで
- 4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してくだ

てください。

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し
- 3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してくだ

い。

様式第八中「印」を施す。

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することがで
- 4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してくだ

てください。

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し
- 3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してくだ

い。

様式第九の二中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第十及び様式第十一中「印」及び注2を削り、注1を注とす。

様式第十二中「印」及び注2を削り、注3を注とす。

様式第十三中「氏名」を「氏名」に改訂し、備考4を備考とす。

様式第十四中「氏名」を「氏名」に改訂し、備考5を備考とす。

様式第十五中「印」を施す。

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することが
- 4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してく

してください。

- 注1 不要の部分は消してください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し
- 3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してくだ

い。

様式第十五の二中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第十八及び様式第十九中「印」及び注2を削り、注1を注とす。

様式第二十及び様式第二十一中「印」及び注2を削り、注3を注とす。

第百十七条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

様式第七中「印」及び備考3を削る。

様式第十一第一面中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改訂し、注2を注とす。

様式第十五中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改訂し、注2を注とす。

様式第二十二中「印」及び備考3を削る。

第百十八条 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

四 前各号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置

第百十九条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式まで、第八号様式及び第十号様式から第十三号様式までの様式中「印」及び注2を削る。

第十八号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改訂し、注2を注とす。

第百二十条 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

五記載様式一「氏名」を「氏名」に改訂し、備考4を備考とす。

別記様式第二中「甲」を「乙」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第三中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「甲」及び備考5を削る。

別記様式第六中「甲」を「乙」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

別記様式第七中「甲」を「乙」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

別記様式第八中「甲」及び備考5を削る。

(景観法施行規則の一部改正)

第百二十一条 景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「甲」及び備考6を削る。

様式第二中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第八中「甲」及び備考4を削る。

(屋外広告物法施行規則の一部改正)

第百二十二条 屋外広告物法施行規則(平成十六年国土交通省令第百二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「甲」を「乙」に改める。

第百二十三条 都市鉄道等利便増進法施行規則(平成十七年国土交通省令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「甲」及び注5を削る。

第二号様式中「甲」及び注3を削る。

第三号様式及び第四号様式中「甲」及び注を削る。

第五号様式中「甲」及び注6を削る。

第六号様式中「甲」及び注3を削る。

第七号様式中「甲」及び注3を削る。

第八号様式中「甲」及び注3を削る。

第九号様式中「甲」及び注3を削る。

第十号様式中「甲」及び注を削る。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第百二号)の一部を次のように改正する。

第百二十四条 改正 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第百二号)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第四中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第五中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第六中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第七中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第八中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第九中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十一中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十二中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十三中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十四中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十五中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十六中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十七中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十八中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第十九中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第二十中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第二十一中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

別記様式第二十二中「甲」を「乙」に改め、備考1を備考とする。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正)

第百二十五条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき輸送事業者に係る届出等に関する省令(平成十八年国土交通省令第百一十号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「甲」を「乙」に改め、備考6を削る。

様式第三中「甲」を「乙」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第四中「甲」を「乙」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第五及び様式第六中「甲」を「乙」に改め、備考6を削る。

様式第七中「甲」を「乙」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第八中「甲」を「乙」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第九中「甲」を削る。

様式第十二中「甲」を「乙」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第十三中「甲」を「乙」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第十四、様式第十六及び様式第十八中「甲」を削る。

様式第二十及び様式第二十一中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考15までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十二及び様式第二十三中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第二十四中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考7までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十五中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十六中「甲」及び備考6を削り、備考5を備考6とし、備考2から備考4までを一ずつ繰り下げ、備考1の次に次の備考を加える。

2 ※甲を付した欄には記入しないこと。

様式第二十七から様式第二十九までの様式中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改め、備考7を削る。

(国土交通省関係中心城市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正)

第百二十六条 国土交通省関係中心城市街地の活性化に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)

第百二十七条 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」を「(イ)」に改め、備考(イ)中「(カ)記名押印し、又は署名する」を「(カ)記名を記載する」に改め、「同(ロ)中「(カ、その)」を「(カ)」「(カ)記名押印し、又は署名する」を「(カ)記名を記載する」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第百二十八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第九十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意を削る。

第五号の二様式中「印」及び備考二を削り、備考一を備考とする。

第五号の三様式中「印」及び備考二を削り、備考三を備考二とする。

第五号の四様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意を削る。

(海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正)

第百二十九条 海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考二を削る。

(広域的域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正)

第百三十条 広域的域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

注1 不要の部分は消してください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し、氏名の記載を省略で行う場合には、押印を省略することかて

3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

式第一中「印」を削る。

てください。 きます。 さい。

い。 び改める。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第百三十一条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第三号の四様式から第六号様式まで、第七号様式から第九号様式まで及び第九号の四様式から第十二号様式までの様式中「印」を削る。

第二十二号様式中「印」を削り、「(イ)外埠頭強致」を「(イ)外埠頭強致」に改め、備考三を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

第百三十二条 海上運送法第三十五条の規定に基づき、日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「印」及び備考二を削り、備考一を備考とする。

第百三十三条 国土交通省関係地域における歴史的风致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正(平成二十年国土交通省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「(イ)外埠頭強致」を「(イ)外埠頭強致」に改め、「(ロ)」及び備考二を削り、備考三を備考2とし、備考4から備考6までを一すし繰り上げる。

別記様式第二中「(ロ)」及び備考二を削り、備考三を備考2とする。

第百三十四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、「(イ)外埠頭強致」を「(イ)外埠頭強致」に改め、注意5を注意4とし、注意6を注意5とする。

第三号様式中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削る。

第五号様式第一面中「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改め、注意3を削り、注意4を注意3とする。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意1を注意とする。

(非他の経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正)

第百三十五条 非他の経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則(平成二十二年国土交通省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「印」及び備考一を削り、備考二を備考とする。

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正)

第百三十六条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考二を削り、備考三を備考2とし、備考四から備考六までを一すし繰り上げる。

別記様式第二中「印」及び備考二を削り、備考一を備考とする。

別記様式第三中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③から注意2⑥までを一すし繰り上げる。

別記様式第七中「印」及び備考二を削り、備考一を備考とする。

別記様式第九及び別記様式第十中「印」を「(イ)」に改め、備考二を削り、備考三を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

別記様式第十一中「氏名」を「氏名」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第十三中「田」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十四中「氏名」を「氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2とする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第二百七条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

様式第一中「印」及び「3.申請者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することがあります。」を削る。

様式第三中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意2とする。

様式第五第一面中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削り、注意4を注意2とする。

様式第七中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削り、注意4を注意2とする。

「印」を「申請者の氏名又は名称」に改め、注意3を削り、注意4を注意2とする。

(船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正)

第二百二十八条 船員の労働条件等の検査等に関する規則(平成二十五年国土交通省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第五号様式、第七号様式及び第九号様式中「田」及び注3を削る。

第十号様式中「田」及び注2を削り、注3を注2とする。

(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第二百二十九条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則(平成二十五年国土交通省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの様式中「田」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第七号様式中「田」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第八号様式中「Signature of Master」を削る。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正)

第四百十条 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(平成二十六年国土交通省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「田」を「田」に改め、「田」を削り、「日本無線社」を「日本無線社」に改め、備考を削る。

(国土交通省関係地域再生法施行規則の一部改正)

第四百十一条 国土交通省関係地域再生法施行規則(平成二十七年国土交通省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「田」及び注2を削り、注1を注2とする。

様式第三中「田」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一すし繰り上げる。

様式第四中「田」及び注2を削り、注3を注2とする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正)

第四百十二条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

第二十三条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

様式第一中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第二中「設計者氏名」を「設計者氏名」に改め、注意2②を削る。

様式第三中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第四中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第五中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第六中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第七中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第八中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第九中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十一中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十二中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十三中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十四中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十五中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十六中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

様式第十七中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改め、注意2②を削る。

(共通構造部型式指定規則の一部改正)

第四百十三条 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「田並びに」及び備考(3)を削る。

第二号様式中「田並びに」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

第四号様式中「田並びに」及び備考を削る。

(国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正)

第四百十四条 国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「田」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一すし繰り上げる。

別記様式第二号中「田」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一すし繰り上げる。

別記様式第三号中「田」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一すし繰り上げる。

別記様式第四号中「田」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一すし繰り上げる。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則)
 第百四十五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十三号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号及び別記様式第二号中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
 別記様式第三号中「五」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)
 第百四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一号様式中「四」を「五」に改める。
- 第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「三」を削る。
- 第七号様式中「四」を「五」に改める。
- 第八号様式中「四」を「五」に改める。
- 第十二号様式中「四」を「五」に改める。
- 第十三号様式及び第十四号様式中「四」を削る。
- 第十五号様式中「四」を「五」に改める。
- 第十六号様式中「四」を「五」に改める。

(国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正)
 第百四十七条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十二号)の一部を次のように改正する。

- 第二号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第三号様式中「四」及び注3を削る。
- 第七号様式中「四」及び注3を削る。
- 第八号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。
- 第十三号様式中「四」及び注4を削る。
- 第十五号様式中「四」及び注3を削る。
- 第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。

(国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第百四十八条 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

- 第二号様式中「四」及び備考1を削り、備考2を備考1とする。
- (国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正)
 第百四十九条 国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則(令和元年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号中「四」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一ずつ繰り上げる。
 別記様式第二号中「四」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

(自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正)
 第百五十条 自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和二年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
 第一号様式及び第三号様式中「四」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

- 附則
 (施行期日)
 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

○国土交通省令第九十九号
 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第七条第一項、第九条第二項、第十一条第一項及び第二項、第十三条第一項第七号、第三項及び第五項、第十六条第一項及び第三項、第十七条第一項並びに第十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令を次のように定める。
 令和二年十二月二十三日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令
 (実施方針の策定の添付書類)
 第一条 特定複合観光施設区域整備法(以下「法」という。第七条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第六条第二項第五号から第七号までに掲げる事項を記載した書類とする。)

- (区域整備計画の内容)
 第二条 区域整備計画においては、基本方針及び実施方針に即し、次に掲げる事項その他の国土交通大臣が告示で定める事項を明らかにするものとする。
 一 特定複合観光施設区域の名称、所在地及びその概要
 二 設置運営事業者等の役員(氏名又は名称及び住所)
 三 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。第四条第五号において同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員(氏名又は名称及び住所)
 四 特定複合観光施設の床面積の合計
 五 設置運営事業者等の工程
 (区域整備計画の添付書類)
 第三条 区域整備計画には、次に掲げる書類その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

- 一 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類
- 二 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
 (認定区域整備計画の軽微な変更)

第四条 法第十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 一 特定複合観光施設区域の所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)
 二 認定設置運営事業者等の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更(当該代表者の変更を伴うものを含む。)
 三 特定複合観光施設の名称又は所在地の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)

改正後

改正前

別添一
標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

別添一
標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

1 (略)

1 (略)

1 工事監理に関する標準業務
前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

1 工事監理に関する標準業務
前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項	目	業	務	内	容
(1)~(4)	(略)				
(5)	工事と設計図書との照合及び確認の結果、果報告等	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については、建築主に報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。			
(6)	工事監理報告書等の提出	(略)			

項	目	業	務	内	容
(1)~(4)	(略)				
(5)	工事と設計図書との照合及び確認の結果、果報告等	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については、建築主に報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。			
(6)	工事監理報告書等の提出	(略)			

附 則

1 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

2 建築設備資格者登録規程(昭和六十年建設省告示第十五百二十七号)は、廃止する。

○国土交通省告示第十五百六十六号

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和二年国土交通省令第九十八号)の施行に伴い、並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の三第一項及び建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する告示

(確認審査等に関する指針の一部改正)

1 確認審査等に関する指針(平成十九年国土交通省告示第八百三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とを比較する。

改正

改正前

第一 確認審査に関する指針
建築基準法(以下「法」という。第六条第四項及び法第十八条第三項(これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する審査並びに法第六条の二第一項(法第八十七条第一項、法第

第一 確認審査に関する指針
建築基準法(以下「法」という。第六条第四項及び法第十八条第三項(これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する審査並びに法第六条の二第一項(法第八十七条第一項、法第

八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
一 二の三（略）

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

四 五（略）

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
一 二（略）

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下「電子情報処理組織」という。）により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
一 三（略）

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

五 七（略）

八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
一 二の三（略）

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

四 五（略）

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
一 二（略）

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
一 三（略）

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

五 七（略）

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不確かな点がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不確かな点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

2 (申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部改正) 申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千六百四十四号）の一部を次のように改正する。

改正後

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。	(一) (略)	(2)	(ハ)
	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の実地確認	指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。） 一 (略) 二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類	四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

改正前

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。	(一) (略)	(2)	(ハ)
	重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の実地確認	指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。） 一 (略) 二 次のイ又はロに掲げる認証を受けた場合であつて、当該認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類	四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不確かな点がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不確かな点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

2	(略)	(三) イ・ロ		
2	(略)	(三) イ・ロ	<p>(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ)を含む)によつて、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合</p>	
2	(略)	(三) イ・ロ	<p>よつて、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合</p>	

附則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百六十七号

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令(令和二年政令第九十八号)の施行に伴い、並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)第七條第一項及び第二項の規定に基づき、自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する告示

(自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部改正)

第一条 自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示(平成十三年国土交通省告示第千二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第22(2)中「欄改描世」を「描世」に改める。

第42中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

(窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領の一部改正)

第二条 窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領(平成十六年国土交通省告示第八百四十四号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの様式中「㊸」及び備考を削り、同様式中「㊸」及び備考を削り、「㊸」を「㊸」に改める。

第三条 道路運送車両の保安基準第三十一条の二の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領の一部改正

道路運送車両の保安基準第三十一条の二の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領(平成十七年国土交通省告示第八百九十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの様式中「㊸」及び備考を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日(令和三年一月一日)から施行する。

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。